

# 兵庫県公報

令和8年1月9日 金曜日 第683号

発行人  
兵庫県  
神戸市中央区下山手通  
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、  
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

## 目 次

### 告 示

- 市街地再開発組合の事業計画の変更認可（都市計画課） ..... 1

### 公 告

- 土砂災害警戒区域の改正の案の閲覧（砂防課） ..... 1  
○ 大規模小売店舗の廃止に関する届出（都市計画課） ..... 2  
○ 入札公告（公園緑地課） ..... 2

## 告 示

### 兵庫県告示第8号

都市再開発法（昭和44年法律第38号）第38条第1項の規定により、三田駅前Cブロック地区市街地再開発組合の事業計画の変更について認可した。

令和8年1月9日

兵庫県知事 齋 藤 元 彦

#### 1 組合の名称

三田駅前Cブロック地区市街地再開発組合

#### 2 事業施行期間

令和3年11月から令和11年6月まで

#### 3 施行地区

三田市駅前町434番2、435番、435番3、436番3、441番1、441番2、443番、443番1、445番、445番1、445番2、445番3、451番1、451番2、452番1、452番3、453番1、453番3、454番1、454番3、454番4、454番5、454番6、454番7、454番8、454番9、454番10、454番11、454番12、454番13、454番14、454番17、454番18、455番1、455番2、455番3、455番4、455番5、456番1、456番5、456番6、464番1、464番2、464番3、464番4、464番5、465番、466番、467番1、467番2、467番3、467番4、467番5、467番6、467番7、467番8、467番9、469番1、470番1、470番2、470番3、470番4、471番2、471番3、471番5、471番6、471番7、479番、480番、480番1、481番1、481番2、481番3、481番4、481番5、481番6、481番7、481番8、481番9、481番10、481番11、481番12、481番13、483番2、483番3、483番4、483番5、485番1、485番2、485番3、485番4、486番1、486番2、487番1、487番2、487番3、487番4、487番5、487番6、487番7、487番8、487番9、487番10、487番11、487番12、488番2、489番1、490番1、490番2、490番3、490番4、490番5、490番6、491番1、491番2、491番3、491番4、491番5、491番6、491番7、491番8、491番9、491番10、491番11、491番12、492番1、492番2、492番3及び492番4

#### 4 事務所の所在地

三田市駅前町8番3号

#### 5 組合設立認可の年月日

令和3年11月15日

#### 6 事業計画変更認可の年月日

令和7年12月18日

## 公 告

### 土砂災害警戒区域の改正の案の閲覧

平成23年兵庫県告示第228号（土砂災害警戒区域の指定）の一部を改正するため、改正の案を、次のとおり閲

覧に供する。

なお、改正しようとする区域内に存する土地若しくは建築物の所有者、管理者又は占有者は、閲覧期間の満了の日まで、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

令和8年1月9日

兵庫県知事 齋 藤 元 彦

1 改正しようとする区域の案

うずしお台(2)Ⅲ (125040117) の項中別図117を次の図面のとおり改める。

(次の図面は省略し、下記3に記載する場所に備え置いて閲覧に供する。)

2 改正の案の閲覧期間

令和8年1月19日（月）から同年2月2日（月）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

3 改正の案の閲覧場所

淡路県民局洲本土木事務所および南あわじ市役所

4 意見書に関する事項

(1) 様式

土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領第5条第2項の規定により定める様式

(2) 提出先

淡路県民局洲本土木事務所河川砂防課

〒656-0021 洲本市塩屋2-4-5

(3) 提出期限

令和8年2月2日（月）まで（当日消印有効）

(4) 意見要旨及び兵庫県の考え方の公表

提出された意見の要旨及びこれに対する兵庫県の考え方は、令和8年2月26日（木）までに、上記3に記載する場所において閲覧に供し、及び兵庫県ホームページに掲載し、公表する。

~~~~~

**大規模小売店舗の廃止に関する届出**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第5項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の廃止の届出があった。

令和8年1月9日

兵庫県知事 齋 藤 元 彦

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称（仮称）コープ伊丹行基

所在地 伊丹市行基町1丁目13ほか

2 大規模小売店舗内の廃止前の店舗面積の合計

1,562平方メートル

3 大規模小売店舗内の廃止後の店舗面積の合計

0平方メートル

4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計が1,000平方メートル以下となった日

令和7年1月30日

5 届出年月日

令和7年12月19日

~~~~~

**入札公告**

次のとおり一般競争入札に付す。

令和8年1月9日

契約担当者

兵庫県立淡路景観園芸学校長 柴 田 昌 三

1 調達内容

(1) 調達する物品等の名称及び数量

兵庫県立淡路景観園芸学校及び同校学生寮（レジデンス）で使用する電気  
予定数量518,838キロワット時／1年

- (2) 調達案件の仕様等  
契約担当者が仕様書等で指定するところによる。
- (3) 履行期間  
令和8年4月1日（水）から令和9年3月31日（水）まで
- (4) 履行場所  
仕様書別紙「対象施設一覧」のとおり
- (5) 入札方法  
落札決定に当たっては、入札金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 2 一般競争入札参加資格

本件入札に参加できる資格を有するものは、次に掲げる要件を満たし、契約担当者による一般競争入札参加資格の確認を受けた者であること。

- (1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県（以下「県」という。）の物品関係入札参加資格（登録）者名簿に登録されている者又は登録されていない者で開札日時までに物品関係入札参加資格者として認定された者であること。  
(入札参加資格審査窓口)  
兵庫県出納局物品管理課 電話（078）341-7711 内線75787
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。
- (3) 入札参加申込期間の最終日及び当該調達の開札の日において、県の指名停止基準に基づく指名停止を受けていない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (5) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条の2の規定に基づき小売電気事業の登録を受けている者であること。
- (6) 「兵庫県電力の調達に係る環境配慮方針」に基づき、入札参加「可」と判定された者又は判定を受けていない者で開札日時までに入札参加「可」と判定された者であること。

（環境配慮方針に基づく判定窓口）

兵庫県環境部環境政策課 電話（078）341-7711 内線74674

## 3 契約条項を示す期間及び入札説明書の交付期間・場所

### (1) 交付期間

令和8年1月9日（金）から同月19日（月）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前9時から午後5時まで（ただし、正午から午後1時までを除く。）

### (2) 交付場所

〒656-1726 兵庫県淡路市野島常盤954-2

兵庫県立淡路景観園芸学校 総務課

電話（0799）82-3131

## 4 入札参加申込書兼競争参加資格確認申込書及び入札書の提出期間等

### (1) 入札参加申込書の提出期間

令和8年1月9日（金）から同月19日（月）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前9時から午後5時まで（ただし、正午から午後1時までを除く。）

### (2) 入札参加申込書の提出場所及び問い合わせ先

3 (2)に同じ

### (3) 開札の日時及び場所

日時 令和8年2月3日（火）午前10時から

場所 兵庫県立淡路景観園芸学校 大会議室（兵庫県淡路市野島常盤954-2）

## (4) 入札書の受領期限

郵送又は持参により入札書を提出するものとし、令和8年2月2日（月）正午までに3(2)の場所に必着のこと。

## 5 その他

## (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

## (2) 入札保証金

契約希望金額（入札書記載金額の100分の110。以下同じ。）の100分の5以上の額の入札保証金を令和8年1月30日（金）正午までに納入しなければならない。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。

ア 国（公社・公団を含む。以下同じ。）、地方公共団体等との間における契約の締結及び履行の実績、経営の規模及び状況並びにその他の状況から、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。

イ 保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その保険証書を入札保証金に代えて提出したとき（入札保証保険証書の保険金額が契約希望金額の100分の5未満であるときは、当該入札は無効となるので注意すること。）。

## (3) 契約保証金

契約希望金額の100分の10以上の額の契約保証金を求める場合がある。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア 過去2年間に国、地方公共団体その他知事が指定する公共的団体とその契約と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらを全て誠実に履行し、かつ、その契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

イ 保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、その保険証書を契約保証金に代えて提出したとき。

## (4) 入札参加者に求められる義務

ア この一般競争入札に参加を希望する者は、入札参加申込書に前記2(5)及び(6)に示した電気の供給を実施できることを証明する書類を添付して、令和8年1月19日（月）午後5時までに提出すること。

イ 入札参加者は、入札・開札日の前日までの間において、契約担当者から上記アの提出書類に関し説明を求められた場合は、それに応じること。

## (5) 入札に関する条件

ア 所定の額の入札保証金（入札保証金に代わる担保の提供を含む。）が所定の日時までに提出されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が入札説明書に示す保険期間まであること。

イ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。

ウ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。

エ 談合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

オ 入札書に入札金額並びに入札者の氏名及び押印があり、入札内容が分明であること。特に、この入札書については、「この入札書に記載する申込み内容については、この入札の対象となる調達に係る予算が議決され、その執行が可能となったときに効力を生じる。」旨が付記されていること。

カ 代理人が入札する場合は、入札書と合わせて委任状を提出すること。

キ 入札金額は特に指示した場合のほか、総価格を記入すること。

ク 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。

ケ 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの条件を具备した者であること。

(7) 初度の入札に参加して有効な入札をした者

(8) 初度の入札において、前記4(4)及び5(5)アからクまでの条件に違反し無効となった入札者のうち、4(4)又は5(5)ウ若しくはエに違反し無効となった者以外の者

コ この入札の対象となる調達契約に係る予算が議決され、その予算の執行が可能となること。

## (6) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかつた

者のした入札、入札参加申込書又は関係書類に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(7) 契約書作成の要否

要作成

(8) 落札者の決定方法

入札説明書で示した物品等を提供できると契約担当者が判断した入札者であって、財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）第85条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

(9) その他

詳細は、入札説明書による。